

2016年4月1日  
(様式 VP-2)

## 2016年度 法政大学 外国人客員教員 B 給与・控除等説明書

客員教員 B の給与・控除等の諸条件は次の通りです。

### 1. 雇用契約期間

原則 1 か月以上 3 か月以内 (特別な事情がある場合は 1 か月未満も可)

### 2. 給与

(1) 本 俸            客員教授    55万円            客員准教授 45万円            客員講師 35万円

(2) 責任授業回数 1 回 90 分を基準とし、15 回相当の授業科目を担当する。

(3) 支給期間    当該招聘期間に応じた期間とする

(4) その他

\* 責任授業回数を超えて授業を担当した場合は規程に定める超過給を支給します。

\* 契約期間に応じた通勤定期代が支給されます。

### 3. 控除

#### (1) 所得税

日本と租税に関する条約を締結している国の方で、届出書を提出し、税務署に受理された場合は数年間(国により異なります)、所得税が免除されます。米・英など一部の国では、本国で取得した居住者証明書が必要です。

こうした条約を結んでいない国の方や条約の適用が外れた方は次のように課税されます。

居住予定1年未満…… 20.42%

居住予定1年以上、または居住予定が1年未満だが主たる住居を日本にする場合  
……日本人と同様の課税

#### (2) 地方税

租税条約による所得税の免税期間を超えた場合や、条約を結んでいない国の方は課税されます。

課税方法は、市町村により異なり、前年課税金額に応じて6月から徴収することとなります。

上記 (1) (2) に該当する項目の金額は、各々該当するものについて、あらかじめ、給与から天引き方式によって徴収されます。

問い合わせ先 : グローバル教育センター事務部国際支援課

Tel: 03-3264-9547 Fax: 03-3264-4624 Email: hif@hosei.ac.jp

人事部人事課 Tel: 03-3264-9338 Email: jinjika@hosei.ac.jp

健康保険組合 Tel: 03-3264-9595 Email: kenpo@hosei.ac.jp